

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和3年第8回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年8月12日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時10分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	浅見 壽和 学校施設管理課長	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長
	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	門藤 敦良 支援管理課長
	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	臺 富士夫 東部地区建設課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 菊地 崇 子ども政策課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 櫻井 健 私立保育園課長 下河邊 純子 青少年課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年8月12日

第8回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第8回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員を指名いたします。

本日の会議録署名員に、河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第40号議案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第40号議案について、川口学校運営部長から説明をお願いします。

○学校運営部長 それでは、資料の3ページをお願いいたします。

件名は「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について」となります。改正の理由ですけれども、(1)にありますとおり、千寿青葉中学校、綾瀬小学校の2校の改築・新校舎への移転による位置の変更でございます。

そして(2)、江北小学校と高野小学校の統合に伴う位置の変更と、それから学校の廃止ということになります。

内容については、記載のとおりでありまして、5ページから、その位置図をおつけております。

5ページが千寿青葉中、6ページが綾瀬小、そして7ページが江北小・高野小ということでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第40号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第40号議案「足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付につい

て」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手、全員であります。

よって、本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第41号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長 第41号議案について、川口学校運営部長から説明をお願いします。

○学校運営部長 資料の11ページをお願いいたします。

件名は記載のとおりです。改正理由は、1行目にありますが、行政手続における押印等の見直しを、今、目下、区役所全体でやっておりますが、その中で、必要のない押印欄は削除をするということで、今回、規則を改正するものでございます。

13ページからは、その様式があるわけですが、新旧で見てくださいと、左側のところには「印」と。印鑑の「印」が書いてありますが、これが右側の改正後には、なくなるということでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第41号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第41号議案「足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手、全員であります。

よって、本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第42号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第42号議案について、川口学校運営部長から説明をお願いします。

○学校運営部長 23ページをお願いいたします。

こちらは、校外施設条例の関係ですけれども、先ほどと同じように、書式の押印欄を削除するという規則改正でございます。26ページ以降にその書式が書いてあります。

いずれも、印鑑の「印」の字が消えたものということでございます。

私からは以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第42号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑は何かございますか。

よろしいですか。

ないようでございますので、これより第42号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手、全員であります。

よって、本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第43号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第43号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いします。

○子ども家庭部長 資料の33ページを御覧ください。第43号議案の説明資料でございます。件名、所管部課名は記載のとおりです。

改正の理由でございますけれども、令和3年度の地方税

法の改正により寡婦(寡夫)の規定の中に、みなし寡婦(寡夫)が含まれたため、みなし寡婦(寡夫)について規定しております同条項を削除するというものでございます。

施行年月日は、令和3年9月1日でございます。

今後、区民や保育施設等に周知して、円滑な運用を図ってまいります。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第43号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより第43号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手、全員であります。

本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第5、第44号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議といたしたいと思います。

お諮りいたします。第44号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方がいらっしゃれば、大変申し訳ありません。退席をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

———— (非公開議案審議中) ————

(傍聴者 入室)

次に、日程第6、教育長報告を議題といたします。

今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全て報告が終了しましたら、一括でお願い申し上げます。

それでは、(1)から(3)について、田巻学力定着推進課長、お願いします。

学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 私から3点、報告させていただきます。

資料37ページをお開きください。「令和3年度『足立区学力定着に関する総合調査』調査結果(学力部分)について」ということで、報告させていただきます。

実施結果ですけれども、実施日、科目、調査実施人数については37ページに記載のとおりでございます。

次、38ページになります。小・中学校全体の通過率をお示しして、グラフで表示しております。ここで、平成30年度と令和元年度につきましては、調査受託事業者が変わり、問題の構成ですとか、目標値の設定方法が変わっており、傾向が異なっているためグラフの線をつないでおりません。

全体の傾向としましては、令和元年度と令和3年度を比較すると、いずれも数値は上回っている状況が見て取れるかと思えます。

なお、令和2年度については、臨時休校の影響もありましたので、学力調査は実施しておりませんので、令和元年度との比較となっております。

39ページにつきましては、小・中学校各教科学年ごとの通過率・正答率をお示ししております。反転部分が、通過率・正答率が前年度を上回ったものということでお示ししております。

40ページにつきましては、意識調査ということになりますけれども、こちらについても、反転部分が令和元年度比で向上したものを示しております。

41ページ、所見になりますが、(1)学力につきましては、小・中学校とも、全体通過率は全ての教科で令和元年度を上回っているということになります。

学年教科別の通過率としましては、中1の国語を除いて向上しているということです。授業力の向上と個に応じた指導を柱としたこれまでの取組が、昨年度の学習の効果として表れていると捉えております。

また、意識調査につきましては、「授業が分かる」という数値は向上したので、これはこれまでの「わかる授業」「魅力ある授業」を届ける取組の成果と考えておりますけれども、一部、「学校に行くのが楽しい」ですとか、将来の夢や目標という部分では、数値の低下が見られます。

これは、昨年度の休校の影響や各種行事の中止・縮小ということも背景にあるのかなと感じております。

また、「1か月に本を2冊以上読む」や、中学校の部では「宿題がなくても家で勉強する」というような数値も一部向上しているところがありまして、この辺は、休校中の家庭学習の習慣化が進んだものと捉えております。

今後の対応ですけれども、当課の専門職員が各学校を巡回しておりますので、個別の課題がある学校については、重点的に指導に当たっていきたくと考えております。

また、調査報告書、リーフレットということで、今、作成の準備を進めているところでございます。

次に、42ページをお開きください。「AIドリルを活用した学習のモデル実施」ということで報告させていただきます。

今年度、1人1台のタブレット環境が整いますので、それを最大限に活用して、AIドリルを今年度、試行的に導入したいということでございます。

AIドリルというのは、つまずきの原因になっている問題に遡って、その子に応じた学習問題を提供してくれるという特徴のある学習教材でございます。

今年度、数学チャレンジ講座の代替として、中学校4校でモデル的に取組を進めてまいります。中1、中2各20名、合計40名と小人数で進めていくのですけれども、まずは放課後の補習の活用を中心に、また、今後、拡充もして、数学以外の教科も含めて授業内の活用も検討してまいります。

2番に記載しましたが、今回、試行的に導入するAIドリルは、Qubenaということと、すららドリルというこの2つを2校ずつ導入いたします。

9月から活用を開始し、4番、検証に書きましたが、年度末にはアンケートとか事前・事後テスト等で効果を検証してまいります。

次に、43ページをお開きください。「夏季休業期間中の補習授業等について」のご報告になります。新型コロナ

ウイルス感染症の急拡大ということで、急遽、やむを得なく実施が中止になったものと、一部内容の変更を行ったものがございますのでご報告いたします。

1 番目に記載しました、あだち小学生夏休み学習教室につきましては、7月実施校は何とか無事乗り切れたのですが、8月実施校については中止としております。

個別の学習教材を用意しておりましたので、各学校で放課後等の個別指導で活用してもらおうということで、取り組んでまいります。

2番、中1夏季勉強合宿ですけれども、こちらについても囲みの中に記載しましたが、小・中連携グループの教員が一堂に集まるということと、近距離でのマンツーマン指導というのが最大の売りだったのですが、非常にリスクがあるということで、やむを得ませんが中止とさせていただきます。

今後の対応につきましては、こちらについても、個別の生徒向け教材を用意しておりますので、それを活用してもらおうということと、教員向けの授業動画を作成して、各中学校での補習の中で、活用を促してまいります。

次の44ページになりますけれども、英語マスター講座。3番目なのですが、こちらについても、8月いっぱい、9月3日までは中止としております。参加生徒は90名いるのですけれども、家庭で取り組める学習教材を用意して、動画等も併せて活用を促してまいります。

4番目、足立はばたき塾につきましては、オンライン講座が実施できましたので、タブレットを使って自宅から映像を見て、質問も含めて対応してもらおうということで、今、順調に進めているところでございます。

以上です。

○教育長 次に、(4)、(5)について、八尋教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 教育指導課です。45ページを御覧ください。「足立区LGBT教職員対応マニュアルの作成状況について」です。

これまで、教員向けマニュアルの作成について、LGBT法連合会へ依頼をして、中身を精査してきてまいりました。それが、別添資料1にございますので、御覧ください。

そこには、法連合会から、示された項目別に各ページに

わたって、書かれています。これを、もうちょっとビジュアル的に見やすくしたりとか、チャート図を入れたりして、分かりやすいものにとということで、シティブロモーション課に助けを求めまして、一緒に協議をしながら、今作成をしています。

それが、別添資料2でございます。中身の文章とかは変わっておりません。ただ、見せ方というのを変えております。

これから、8月下旬までに、この内容を精査しながら、文言もそろえまして、9月中旬に最終案を教育委員会に提示したいと思っております。

その後は、ここに書いてありますように、各委員会に報告をしたり、教員の研修に向けて活用していくという方向で考えております。

続きまして、46ページを御覧ください。

「足立区立中学校制服・校則等に関する検討委員会の設置について」です。

目的のところに書いてありますように、区立中学校全ての生徒が自分に合った制服を選べる環境を確立するため、「制服選択に係る標準的な運用方法」及び「校則改定の準則」について検討し、意見を取りまとめるための検討会をスタートいたしました。構成としては、御覧のとおりです。

中身としては、制服選択の考え方であったり、標準的なその運用方法。校則につきましては、その校則を改定する考え方、それから標準的な見直しの案文ということで、進めております。

進め方については、表に示しているとおりです。来年度、令和4年度から運用開始に向けて、検討を進めてまいります。

以上です。

○教育長 次に(6)について、森田学校支援課長、お願いします。

学校支援課長。

○学校支援課長 47ページを御覧ください。件名は「区立小学校における事故に関する損害賠償について」でございます。

区立東加平小学校で発生しました事故について、示談が成立しましたので、報告いたします。

1番、事故の発生日時ですが、令和3年6月ということ

で、具体的な日時については不明です。

事故発生場所は、東加平小学校近隣民家ということで、事故の概要、4番ですが、小学校の校庭からの飛来物により、近隣民家の窓の一部を破損したものでございます。

示談成立日は、令和3年7月21日です。

6番、示談の内容ですが、区は被害者に対し、当該窓の修理費用として、12万4,300円を支払いました。全額、特別区自治体総合賠償責任保険が適用されますので、区が保険会社に同額の請求を行っております。

今後の方針ですが、専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、令和3年第3回足立区議会定例会で報告いたします。

以上でございます。

○教育長 次に、(7)について、飯塚学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 48ページを御覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

6月28日の千葉県八街市の下校中の児童5名が死傷する事故を受けまして、文部科学省からの依頼に基づいて、通学路の安全点検を実施するものでございます。

ついで、これまでの通学路合同点検の蓄積を活用して、こちら、記載のとおりに進めたいと考えております。

まず、1点目が、危険箇所のリストアップと合同点検の実施、及び対策必要箇所の抽出。こちらを9月末まで。

危険箇所のリストアップですが、今回、3点ですね。見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所。

2点目が、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所。

3点目が、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などというところを、各学校から7月末までにリストアップするようにお願いしております。

次に、合同点検の必要箇所の提出ということで、学校から提出されたリストと、区で集約している通学路安全マップ等を活用しながら、地域や警察署等との合同点検の必要箇所を抽出いたします。

次に、対策案の検討と取りまとめということで、合同点検を実施し、対策の必要がある箇所と対策案を関係者の協議を経て取りまとめ、10月末までに完成させたいと考えております。

今後の方針ですが、文科省の通知に基づき、道路管理者、警察署と連携の上、対策を実施し、その結果を東京都を通じて文部科学省に報告するとともに、区のホームページで公表する予定でございます。

以上です。

○教育長 次に、(8)について、門藤支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 49ページを御覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

ICTを活用し、困り感のある児童・生徒、一人ひとりへの教育的な配慮、並びに個別支援をさらに充実させていくことが方向性でございます。

3番の支援の概要としましては、大きく3本の柱立てとしております。1つは子ども学習支援。2番、教師・学校支援。3、保護者向けの家庭支援。

50ページを御覧ください。5番の令和3年度の主な取組です。1番の学習支援につきましては、個別学習、また読み書き等、児童・生徒の困難さを軽減するためのICTの活用。

2番の教師・学校支援につきましては、校内委員会や研修会等に、げんきの職員がオンラインでも参加できる、そして指導・助言をしていく。

3番の家庭支援につきましては、対面面談が難しい保護者に対して、この4月末から自宅からでも相談できるオンライン相談を開始いたしました。

私からは以上でございます。

○教育長 次に、(9)については、臺東部地区建設課長、お願いします。

東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 委員会資料の51ページを御覧ください。

私からは、東綾瀬中学校建設事業に伴う基本構想・基本計画書についてのご報告をさせていただきます。

所管部課名については記載のとおりでございます。

別添資料の4として、基本構想・基本計画案の本編をつけさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと考えてございます。

まず、項番1の基本構想・基本計画の概要になりますけれども、今回の基本計画策定の基本方針といたしまして、記載させていただいておりますア・イ・ウの3つの方針を立ててございます。

さらに、それぞれの方針に対します、具体的な施設の方策を立てまして、今回、示させていただきます基本計画を策定させていただきました。

(2)の施設概要になりますけれども、鉄筋コンクリート造の5階建てで、屋上はプールがございます。延べ面積が1万3,200平米ほどの施設を考慮しております、普通教室24室、多目的教室3室、そのほか特別教室などが11室の規模になる学校を予定してございます。

各階の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、52ページ、項番2になりますけれども、水害の視点を考慮しました主な防災対策といたしまして、主な避難場所となります体育館と備蓄倉庫につきましては、2階に配置してございます。また、災害の拠点となります職員室、炊出し支援に活用できる調理室なども、2階に配置する計画としてございます。

項番3の新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきましても、手洗い水栓等の衛生器具を非接触型とするなどを考えてございまして、ほか、記載の対策を取ってまいります。

今後の予定になりますけれども、令和4年5月のゴールデンウィークを活用させていただきまして、仮設校舎へ引っ越しを行います。

その後、既存建物の解体、新築の建設を行いまして、令和6年9月、開校の予定で取り組んでまいります。

また、直近の予定としましては、中高層紛争予防条例に基づき、近隣説明会を9月の中旬に行うよう、ただいま調整しているところでございます。

今後の方針になりますけれども、今後も地域住民の方や検討協議会等に丁寧に説明・協議を行いながら、開校に遅れないように、スケジュール管理を徹底してまいります。

私からの報告は以上となります。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。こ

れらの件につきましては、各委員からご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでございますか。

河本委員

○河本委員 48ページの通学路安全点検についてなのですが、すけれども、私もPTAをやっていた頃、毎年、合同点検に自ら携わりまして、毎年、警察の方、学校の管理職の先生なんかと全通学路を点検していました。

今回、文科省から、1つの事件をきっかけに再度、点検をということでの通達があったようですが、毎年の合同点検で朝の忙しい時間帯で、抜け道として、非常に危険な道路であるとか、大型商業施設ができたことで、かなり抜け道として使う車両が多かったので、「ここに信号をつけてほしい」というような要望を、毎年、毎年、あげても、かなったためしかなかったのです。

何か事故が起きてからでは遅いということで、こういった合同点検などの緊急性を持った再点検というのは必要と思うのです。

ただ、今までの私の経験上、せっかくの合同点検が、地域や保護者の「危ない」という声が、全く反映されていないような、そういう思いが今に至ってもしています。

今回、再点検ということで、危険箇所をリストアップするようになっていますが、やはり点検ただけで終わらないように、せっかく警察の方と一緒に点検して歩いても、結局、「それは難しいです」で終わってしまったことがたくさんあったので、これをきっかけに、もうちょっと柔軟に対応していただきたいと思ひますし、地元の方が毎年危険と言っているところについては、もっと真摯に耳を傾けて、点検してやっていただきたいと思ひます。

○教育長 学務課長。

○学務課長 通学路の合同点検にご協力いただき、ありがとうございました。合同点検した結果、その後の進捗状況については、ホームページ等で公表しているところです。

中には、グリーンベルトの塗り直しですとか、歩道橋の表示ですとか、ある程度実現したところもあり、全てができないわけではなくて、一定程度できているところもございしますが、今、おっしゃられたとおり、ずっと毎年要望してもできていなかったところ、その辺については、もう少し、理由を確認しつつ、こちらからも必要なところは、ち

やんとやっていただけるように協力依頼をしていきたい
と思っております。

○教育長 道路整備室というところも、実際、協力してもら
って、実現できるところは、やってもらっていますが、1
つでも実現できるようにしたいと思います。

○河本委員 そうですね。お願いします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 2つあります。まず1つは、学力定着課の、特
に41ページに記載されている意識調査についてです。意
識調査は、私は日頃からとても大事だと認識をしていまし
て、これについて今後、どのように、学校におろしたり、
活用していくかということを具体的に教えていただきたい
と思います。

○教育長 学力定着推進課長。

○学力定着推進課長 一昨年の年度末に、意識調査について、
初めて委員会に報告したことがあったのですけれども、か
なり意識調査が多岐にわたっているのです、ある程度こちら
で重点化して、結果をお見せしたという経緯があります。
今回は、10月頃の委員会で、結果をお示しできればなど
思っております。

示し方はこれから工夫したいと思います。

また、学校とか家庭・地域に向けても、やはりこれをど
のように工夫して見せるべきか、今、検討をしているところ
です。今までの概要版は数字の羅列だったのですけれども、
意識調査と、例えば、学力の関係性がどういう傾向に
あるのかとか、分かりやすいところを抜き取って、学校の
指導・改善に生かしてもらったりですとか、保護者や地域
の方の行動の変容につながるようなものをお示しできれ
ばなど思っておりますので、少々、お待ちいただければと
思っております。

○教育長 小関委員。

○小関委員 制服に関する46ページの内容なのですけれ
ども、校則は、「各校の状況に応じた検討及び調整」と書
いてあります。制服についても、「各校の状況に応じた検
討及び新年度に向けた準備」と書いてあるのですけれども、
各学校の独自性とか、価値観や伝統、地域性とか、いろ
いろなところから、制服や校則ができるわけですね。こ
の辺のすり合わせはどのようになっているのか。

例えば、各校の独自性を尊重させていただけるのかどう
か、とても気になります。

まだ、これから検討される内容だと思うのですけれども、
検討会の設置により、今後、各学校への影響を心配する校
長先生もいるかなと思います。

今のところは、どのように考えていらっしゃるかを教え
ていただければと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 この構成の中には、当然、校長会も入っ
ておりますし、進んでいく中で、必要に応じて校長会の中
では情報提供というのはあると思います。考え方としては、
まずは制服なのですけれども、各校とも、地域によって事
情が違うというのは、当然、構成に入っている人たちもみ
んな分かっているわけで、では、その中でどう話を持って
いこうかなというのが、今、ちょうど出ているところです。

校則についても、今までずっと塗り替えられなかった古
いものがやっぱりあり、その辺をまず何とかしなくては
いけないよねという話も、今、出ているところです。

だから、検討委員会で考えたものイコール校則だったり
制服の考え方というわけではなくて、もうちょっと大きい
ところで考えていって、各地域だったり、要は学校の子ど
もたちの思いというのも含みながら、考えていけたらいい
など思っているところです。

これから、順次、中身についてはお知らせしたいと思います。

以上です。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よ
ろしいですか。

ないようでございますので、そのほかには。

教育指導部長。

○教育指導部長 口頭でのご報告になりますけれども、今年
度の修学旅行とそれから自然教室、この進め方について、
ご説明をさせていただければと思います。

資料はメモ程度のものしか今ないので、次回、改めてと
いうことになります。今回、口頭で報告をさせていただきます。

まず、中学校の修学旅行についてですけれども、昨年度、
全部駄目になってしまいました。校長会からも、今年度、
何とか手立てを講じて、行ける方法はないものかというよ

うな相談もあった中で、緊急事態宣言期間中は、絶対に無理ですけれども、この緊急事態宣言が外れた場合には、できれば抗原検査を修学旅行に参加する全ての生徒が、旅行に行く前と、それから旅行を終えて帰ってきたときの2回実施するというのを条件として、何とかやれないものかと考えているところでございます。

当然、抗原検査を実施して、陽性になってしまえば、行かないわけですから、こうした場合や、抗原検査に抵抗がある他、そもそも、修学旅行にうちの子どもを行かせるのは不安だから嫌だとお考えの保護者の方もいらっしゃるでしょうから、こうした理由で修学旅行に行かない生徒。そして、検査の結果、陽性になってしまった生徒と、何らかの事情・理由で、修学旅行に行かないような生徒。

この生徒の数が、学年の生徒数の25%を超えてしまった場合には、学習活動というのは成り立たなくなってしまうので、これは学校全体として修学旅行は中止というふうにしようかと考えております。

ただ、25%に達せずに、何人かの生徒さんを置いた状態で、修学旅行に行く場合は、行けなかったお子さんたちは欠席にならないように、出席停止扱いにしていこうと考えています。

なお、この抗原検査に係る費用につきましては、公費で負担をして、生徒それぞれのご家庭に、ご負担をかけない方向と考えております。

それから、次に、自然教室ですけれども、これは、緊急事態宣言を勘案しまして、9月、来月に予定していた自然教室については、全て先送りということで判断をさせていただきたいということでございます。

10月以降、どういうふうを実施するかということですが、これも緊急事態宣言の状況ですとか、あるいは区内の感染状況を見ながらの判断になってまいります。まずは、保護者の同意をきちんと取って、行ってもいいよというお子さんについては実施を考えております。ですが、その結果、不参加となってしまったお子さんについては、これは欠席ではなくて、きちんと出席扱いにしていくということは、修学旅行と同様です。

また、行かせたくない、行かないというお子さんが、全体の25%を超えてしまった場合には、自然教室そのものを当該校については、中止をしましようというところも、

修学旅行と同じでございます。

なお、抗原検査につきましては、修学旅行は外部の方と接触するような場面も多い一方、自然教室につきましては、公共交通機関は使わず大型バスで足立区の子どもだけで移動しますし、宿舎も足立区の貸切りと、外部の方との接触もほとんどないというようなことから、自然教室はやらないという判断をしているところでございます。

以上、雑駁ですけれども、口頭でご報告をさせていただきました。

○教育長 ありがとうございます。今の件について、何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

その他、全体を通じて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本年、第8回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4時10分開会

令和 3 年 第 8 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和3年8月12日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第40号議案 足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について	2
日程第2	第41号議案 足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について……………	8
日程第3	第42号議案 足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則……………	15
日程第4	第43号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	32
日程第5	第44号議案 足立区立郷土博物館協議会委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第6	教育長報告	

2 報告事項

- (1) 令和3年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学力部分）について
《田巻 学力定着推進課長》 37
- (2) AIドリルを活用した学習のモデル実施について
《田巻 学力定着推進課長》 42
- (3) 夏季休業期間中の補習事業等について
《田巻 学力定着推進課長》 43
- (4) 足立区LGBT教職員対応マニュアルの作成状況について
《八尋 教育指導課長》 45
- (5) 足立区立中学校制服・校則等に関する検討委員会の設置について
《八尋 教育指導課長》 46
- (6) 区立小学校における事故に関する損害賠償について
《森田 学校支援課長》 47
- (7) 通学路安全点検の実施について
《飯塚 学務課長》 48
- (8) 特別支援教育におけるICT活用計画の策定について
《門藤 支援管理課長》 49
- (9) 東綾瀬中学校建設事業に伴う基本構想・基本計画書について
《臺 東部地区建設課長》 51

3 情報連絡事項

- (1) ヤングケアラーに関する現状把握について [こども家庭支援課] 53
- (2) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 56
- (3) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 57

第 40 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 39 年足立区条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

別表の 1 小学校の部同江北小学校の項中「江北三丁目 50 番 1 号」を
「江北四丁目 21 番 1 号」に改め、同部同高野小学校の項を削り、同部
同綾瀬小学校の項中「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」を「綾瀬三丁目 12 番 1
5 号」に改める。

同表の 2 中学校の部同千寿青葉中学校の項中「千住緑町一丁目 4 番 1
6 号」を「千住宮元町 27 番 6 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 小学
校の部の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区立学校を新校舎へ移転し、又は区立学校を統合する必要があるので
この条例案を提出いたします。

第 4 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 8 月 1 2 日

件 名	足立区立学校設置条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設管理課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>区立学校を新校舎へ移転し又区立学校を統合する必要があるので、足立区立学校設置条例（以下、「条例」という。）の一部を改正する条例案について、第 3 回足立区議会定例会に議案を提出する。</p> <p>(1) 千寿青葉中学校及び綾瀬小学校の改築新校舎への移転に伴う学校位置の変更</p> <p>(2) 江北小学校及び高野小学校の統合に伴う学校位置の変更及び学校の廃止</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 学校位置の変更（詳細は P 5 ～ 7 の学校位置図のとおり）</p> <p>ア 千寿青葉中学校 条例別表（第 2 条関係）中、「千住緑町一丁目 4 番 1 6 号」を「千住宮元町 2 7 番 6 号」に改める。</p> <p>イ 綾瀬小学校 条例別表（第 2 条関係）中、「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」を「綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号」に改める。</p> <p>ウ 江北小学校 条例別表（第 2 条関係）中、「江北三丁目 5 0 番 1 号」を「江北四丁目 2 1 番 1 号」に改める。</p> <p>(2) 学校の廃止 条例別表中から、高野小学校の項を削除する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>千寿青葉中学校の位置の変更に関しては令和 4 年 1 月 1 日から施行し、その他の変更・廃止に関しては令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	引き続き円滑な学校移転及び学校統合に向け、着実に手続きを進めていく。

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号	○足立区立学校設置条例 昭和39年3月31日条例第9号
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（現行のとおり）
	<p><u>付 則（令和3年10月●●日条例第●●号）</u> <u>この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表の1小学校の部の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 小学校	1 小学校
名称	名称
位置	位置
（省略）	（省略）
同 江北小学校	同 江北小学校
同 <u>高野小学校</u>	同 <u>江北四丁目21番1号</u>
（省略）	<u>（削除）</u>
同 綾瀬小学校	同 綾瀬小学校
同 <u>東綾瀬一丁目5番3号</u>	同 <u>綾瀬三丁目12番15号</u>
（省略）	（省略）
2 中学校	2 中学校
名称	名称
位置	位置
（省略）	（省略）
同 千寿青葉中学校	同 千寿青葉中学校
同 <u>千住緑町一丁目4番16号</u>	同 <u>千住宮元町27番6号</u>
（省略）	（省略）

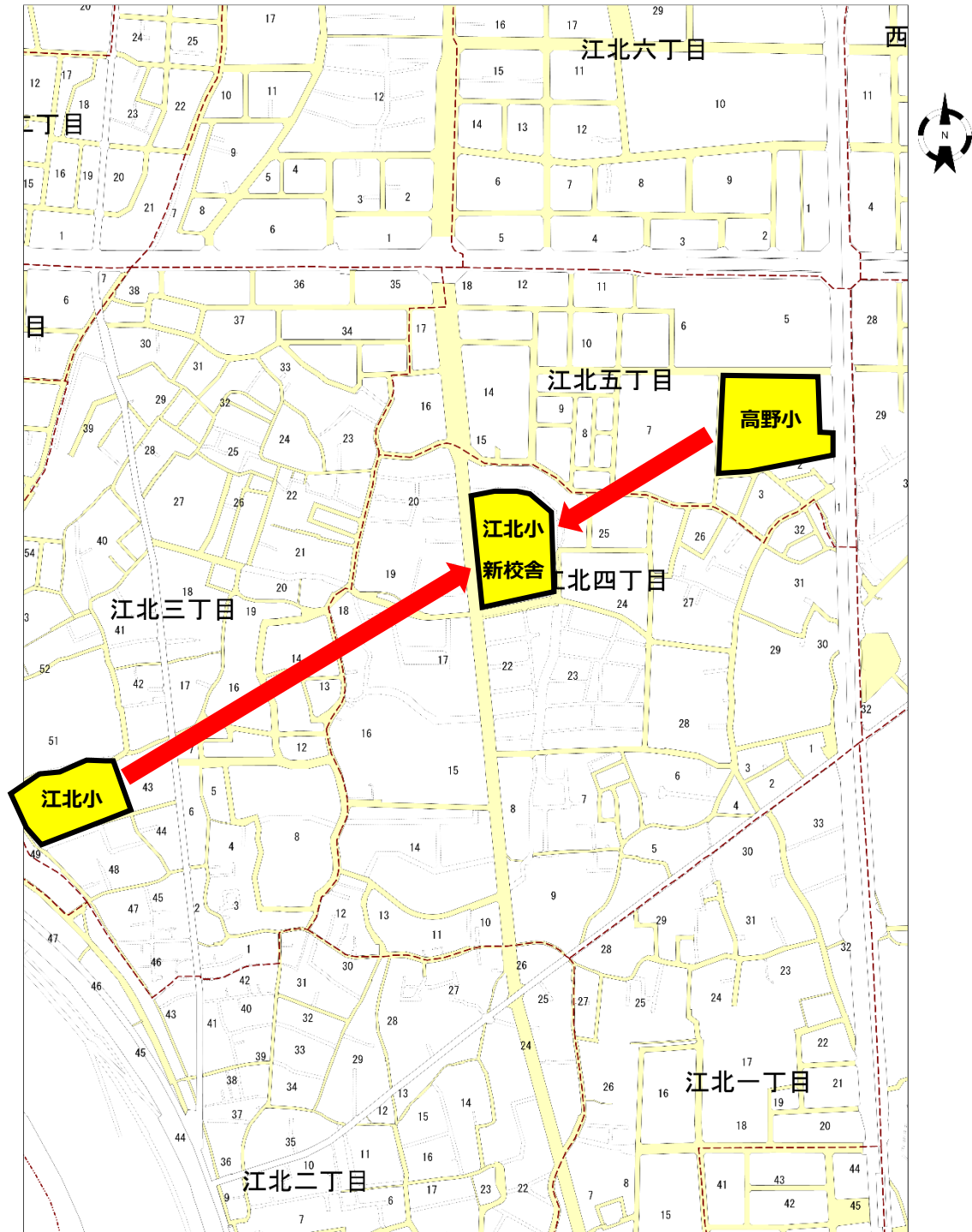
学校位置図（千寿青葉中学校）



学校位置図（綾瀬小学校）



学校位置図（江北小・高野小統合新校）



第 4 1 号議案

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日出夫

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「連署のうえ」を「連署し、それぞれが押印したうえ」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

足立区育英資金貸付申請書

足立区育英資金の交付については、別紙の誓約書兼同意書を添えて下記のとおり申請します。
 なお交付の際、受取りについては「奨学生振込口座」に振込願います。

年 月 日

足立区奨学生氏名

（提出先）足立区長

奨学生番号				
フリガナ		生 年 月 日		性 別
氏 名		年 月 日		男 ・ 女
〒		TEL ()		
住 所 足立区				
在学（予定）校名		学校 第 学年より貸付		
学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修（専門）・高校・専修（高等）・高専		
育英資金採用年月日			年 月 日	
育英資金終了年月日			年 月 日	
		貸付年数		
		年間		
入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③ (②×6)	修学資金総額④ (②×12×年)	予定貸付金総額⑤ (①+④)
円	円	円	円	円

《奨学生振込口座》

金 融 機 関 名		銀行・信用金庫・信用組合・農協		
支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号 <small>(右づめで記入)</small>
口座名義人				
フリガナ 氏 名				

学務課確認印



別記第1号の2様式中「足立区育英資金貸付条例施行規則」を「足立区育英資金条例施行規則」に改め、「捨印」を削り、

「

(自署)

印 を

」

「

(自署)

に改める。

」

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の足立区育英資金条例施行規則別記第1号様式及び別記第1号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しに伴い、足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する必要があるので、規則案を提出いたします。

第 4 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 8 月 1 2 日

件 名	足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由 令和 3 年 1 月 2 6 日付 2 足政 I 発 1 1 7 号「行政手続における押印等の見直しについて」を受け、第 1 号様式の押印欄の削除及び第 1 1 条に押印規定を整備するため一部改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 1 2 ～ 1 4、新旧対照表を参照） 別記第 1 号様式（第 3 条関係）「足立区育英資金貸付申請書」の押印欄を削除する。別記第 1 号の 2 様式（第 6 条関係）「足立区育英資金交付請求書」の「足立区育英資金貸付条例施行規則」を「足立区育英資金条例施行規則」に改め、押印欄を削除する。なお、別記第 2 号様式（第 1 1 条関係）「足立区育英資金借用証書」の連帯保証人の同意確認のうえから、押印が必要であることから押印規定を加える。</p> <p>3 施行年月日 この規則は、公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>足立区育英資金条例施行規則 (借用証書)</p> <p>第11条 学資金の貸付が終了し、又は第8条の規定により学資金の貸付を停止されたときは、奨学生は連帯保証人と<u>連署のうえ</u>、足立区育英資金借用証書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。</p>	<p>足立区育英資金条例施行規則 (借用証書)</p> <p>第11条 学資金の貸付が終了し、又は第8条の規定により学資金の貸付を停止されたときは、奨学生は連帯保証人と<u>連署し、それぞれが押印したうえ</u>、足立区育英資金借用証書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際、改正前の足立区育英資金条例施行規則別記第1号様式及び別記第1号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</u></p>

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後																																																																																																																																												
<p>別記第1号様式 (第3条関係) 別記第1号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">足立区育英資金貸付申請書</p> <p>足立区育英資金の交付については、別紙の誓約書兼同意書を添えて下記のとおり申請します。 なお交付の際、受取りについては「奨学生振込口座」に振込願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">足立区奨学生氏名</p> <p style="text-align: right; color: red;">印</p> <p>(提出先)足立区長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">奨学生番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> <td>生年月日</td> <td colspan="2">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> <td>年月日</td> <td colspan="2">男・女</td> </tr> <tr> <td>〒</td> <td>—</td> <td>TEL</td> <td colspan="2">()</td> </tr> <tr> <td colspan="5">住所 足立区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">在学(予定)校名</td> <td>学校</td> <td>第</td> <td>学年より貸付</td> </tr> <tr> <td>学校種別</td> <td>国公立・私立</td> <td colspan="3">大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専</td> </tr> <tr> <td colspan="2">育英資金採用年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">貸付年数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">育英資金終了年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">年間</td> </tr> <tr> <td>入学資金①</td> <td>貸付月額②</td> <td>貸付半年額③ (②×6)</td> <td>修学資金総額④ (②×12×年)</td> <td>予定貸付金総額⑤ (①+④)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>≪奨学生振込口座≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">金融機関名</td> <td colspan="3">銀行・信用金庫・信用組合・農協</td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td>店</td> <td>口座種別</td> <td>普通・当座</td> <td>口座番号 (右づめで記入)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">口座名義人 フリガナ 氏名</td> <td style="text-align: center; color: red;">登録印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">学務課確認印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>	奨学生番号					フリガナ		生年月日	性別		氏名		年月日	男・女		〒	—	TEL	()		住所 足立区					在学(予定)校名		学校	第	学年より貸付	学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専			育英資金採用年月日		年 月 日	貸付年数		育英資金終了年月日		年 月 日	年間		入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③ (②×6)	修学資金総額④ (②×12×年)	予定貸付金総額⑤ (①+④)	円	円	円	円	円	金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合・農協			支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号 (右づめで記入)	口座名義人 フリガナ 氏名				登録印	<p>別記第1号様式 (第3条関係) 別記第1号様式(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">足立区育英資金貸付申請書</p> <p>足立区育英資金の交付については、別紙の誓約書兼同意書を添えて下記のとおり申請します。 なお交付の際、受取りについては「奨学生振込口座」に振込願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">足立区奨学生氏名</p> <p>(提出先)足立区長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">奨学生番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> <td>生年月日</td> <td colspan="2">性別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> <td>年月日</td> <td colspan="2">男・女</td> </tr> <tr> <td>〒</td> <td>—</td> <td>TEL</td> <td colspan="2">()</td> </tr> <tr> <td colspan="5">住所 足立区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">在学(予定)校名</td> <td>学校</td> <td>第</td> <td>学年より貸付</td> </tr> <tr> <td>学校種別</td> <td>国公立・私立</td> <td colspan="3">大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専</td> </tr> <tr> <td colspan="2">育英資金採用年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">貸付年数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">育英資金終了年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2">年間</td> </tr> <tr> <td>入学資金①</td> <td>貸付月額②</td> <td>貸付半年額③ (②×6)</td> <td>修学資金総額④ (②×12×年)</td> <td>予定貸付金総額⑤ (①+④)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>≪奨学生振込口座≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">金融機関名</td> <td colspan="3">銀行・信用金庫・信用組合・農協</td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td>店</td> <td>口座種別</td> <td>普通・当座</td> <td>口座番号 (右づめで記入)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">口座名義人 フリガナ 氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">学務課確認印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>	奨学生番号					フリガナ		生年月日	性別		氏名		年月日	男・女		〒	—	TEL	()		住所 足立区					在学(予定)校名		学校	第	学年より貸付	学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専			育英資金採用年月日		年 月 日	貸付年数		育英資金終了年月日		年 月 日	年間		入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③ (②×6)	修学資金総額④ (②×12×年)	予定貸付金総額⑤ (①+④)	円	円	円	円	円	金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合・農協			支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号 (右づめで記入)	口座名義人 フリガナ 氏名				
奨学生番号																																																																																																																																													
フリガナ		生年月日	性別																																																																																																																																										
氏名		年月日	男・女																																																																																																																																										
〒	—	TEL	()																																																																																																																																										
住所 足立区																																																																																																																																													
在学(予定)校名		学校	第	学年より貸付																																																																																																																																									
学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専																																																																																																																																											
育英資金採用年月日		年 月 日	貸付年数																																																																																																																																										
育英資金終了年月日		年 月 日	年間																																																																																																																																										
入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③ (②×6)	修学資金総額④ (②×12×年)	予定貸付金総額⑤ (①+④)																																																																																																																																									
円	円	円	円	円																																																																																																																																									
金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合・農協																																																																																																																																											
支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号 (右づめで記入)																																																																																																																																									
口座名義人 フリガナ 氏名				登録印																																																																																																																																									
奨学生番号																																																																																																																																													
フリガナ		生年月日	性別																																																																																																																																										
氏名		年月日	男・女																																																																																																																																										
〒	—	TEL	()																																																																																																																																										
住所 足立区																																																																																																																																													
在学(予定)校名		学校	第	学年より貸付																																																																																																																																									
学校種別	国公立・私立	大学・短大・専修(専門)・高校・専修(高等)・高専																																																																																																																																											
育英資金採用年月日		年 月 日	貸付年数																																																																																																																																										
育英資金終了年月日		年 月 日	年間																																																																																																																																										
入学資金①	貸付月額②	貸付半年額③ (②×6)	修学資金総額④ (②×12×年)	予定貸付金総額⑤ (①+④)																																																																																																																																									
円	円	円	円	円																																																																																																																																									
金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合・農協																																																																																																																																											
支店名	店	口座種別	普通・当座	口座番号 (右づめで記入)																																																																																																																																									
口座名義人 フリガナ 氏名																																																																																																																																													

足立区育英資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後				
<p>別記第1号の2様式 (第6条関係) 別記第1号の2様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">足立区育英資金交付請求書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">請求金額</td> <td style="padding: 5px;">¥ <input style="width: 100px;" type="text"/></td> </tr> </table> <p>(内 訳) ただし、足立区育英資金貸付条例施行規則に基づき貸付決定を受けた学資金 (年 月から 年 月分) として</p> <p>上記のとおり請求いたします。</p> <p><u>捨印</u> 奨学生番号</p> <p>住 所 足立区</p> <p>氏 名 フリガナ</p> <p>(自署) 印</p> <p>(提出先) 足立区長</p>	請求金額	¥ <input style="width: 100px;" type="text"/>	<p>別記第1号の2様式 (第6条関係) 別記第1号の2様式 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">足立区育英資金交付請求書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">請求金額</td> <td style="padding: 5px;">¥ <input style="width: 100px;" type="text"/></td> </tr> </table> <p>(内 訳) ただし、足立区育英資金条例施行規則に基づき貸付決定を受けた学資金 (年 月から 年 月分) として</p> <p>上記のとおり請求いたします。</p> <p>奨学生番号</p> <p>住 所 足立区</p> <p>氏 名 フリガナ</p> <p>(自署)</p> <p>(提出先) 足立区長</p>	請求金額	¥ <input style="width: 100px;" type="text"/>
請求金額	¥ <input style="width: 100px;" type="text"/>				
請求金額	¥ <input style="width: 100px;" type="text"/>				

第 4 2 号議案

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立校外施設条例施行規則（昭和 5 0 年足立区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「使用申請書」を「足立区立校外施設使用申請書」に、「使用承認書」を「足立区立校外施設使用承認書」に改める。

第 5 条第 2 項中「使用料減額（免除）申請書」を「足立区立校外施設使用料減額（免除）申請書」に改め、同条第 3 項中「使用料減額（免除）承認（不承認）書」を「足立区立校外施設使用料減額（免除）承認（不承認）書」に改める。

第 1 2 条中「指定管理者指定申請書」を「足立区立校外施設指定管理者指定申請書」に改める。

第 1 3 条中「指定管理者指定通知書」を「足立区立校外施設指定管理者指定通知書」に改める。

第 1 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

受付番号

決 定	課 長		係 長		係 員	
--------	--------	--	--------	--	--------	--

足立区立校外施設使用申請書				
団 体 名				
代表者住所				
代表者氏名				
使用期間				
使用施設名				
使用目的				
予 定 人 員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
希望付帯施設				
備 考				
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先) 足立区 教育委員会</p> <p style="text-align: center;">団 体 名 代表者住所 〒 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">担当者氏名 電 話</p>				

上記申請を承認 する。
しない。

施設使用料負担 %

承認番号

足立区立校外施設使用承認書				
団 体 名				
代表者住所				
代表者氏名				
使用期間				
使用施設名				
使用目的				
予 定 人 員	大人	子ども	小 計	合 計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
付帯施設			部屋数	部屋
備 考				
<p>上記のとおり承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>団 体 名 代表者住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">足立区 教育委員会</p>				
<p>1 施設利用時にこの承認書を必ず持参してください。</p> <p>2 申請内容の変更は、直接施設に連絡してください。利用日前日・当日の取消・減員については、全額キャンセル料が発生します。</p> <p>3 施設又は付帯設備等に損害を与えたときは、賠償していただきます。</p>				

受付番号

決 定	課 長		係 長		係 員	
--------	--------	--	--------	--	--------	--

足立区立校外施設使用料減額（免除）申請書				
使用施設名				
使用期間				
使用目的				
予定人員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
減免理由	足立区立校外施設条例施行規則第5条第1項1・2号による			
<p>上記施設の使用料について、減額・免除 を申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先) 足立区 教育委員会</p> <p style="text-align: center;">団体名 住 所 〒</p> <p style="text-align: center;">代表者</p> <p style="text-align: center;">担当者 電話</p>				

上記申請を承認 する。
しない。

施設使用料負担 %

承認番号

足立区立校外施設使用料減額（免除）承認（不承認）書				
使用施設名				
部屋数				
使用期間				
使用者	団体名 住 所 代表者 <div style="text-align: right;">担当者 電 話</div>			
予定人員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
足立区立校外施設条例施行規則第5条第1項1・2号の規定により 上記施設の使用料を 免除 ・ 減額 する。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">足立区 教育委員会</div>				

足立区立校外施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)

足立区教育委員会

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

足立区立校外施設条例施行規則第12条第の規定に基づき、足立区立校外施設の指定管理者の指定について、関係書類を添えて申請いたします。

施設の名称 足立区立 _____

連絡先

担当部署 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

年 月 日 号

団体名

代表者 様

足立区教育委員会

足立区立校外施設指定管理者指定通知書

足立区立校外施設条例施行規則第13条の規定により、下記施設の指定管理者として指定したことを通知いたします。

記

1 対象施設名 足立区立

2 担当部署

電話

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

足立区立校外施設使用に関する様式の改正を行うため、この規則案を提出いたします。

第 4 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 8 月 1 2 日

件 名	足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正の理由 令和 3 年 1 月 2 6 日付 2 足政 I 発第 1 1 7 号「行政手続における押印等の見直しについて」を受け、足立区立校外施設条例施行規則における第 1 号様式・第 3 号様式・第 5 号様式の押印欄の削除をするとともに、第 1 号様式～第 6 号様式の様式名を変更する。</p> <p>2 主な改正内容（P 2 4～3 1、「新旧対照表」を参照） 第 2 条・第 5 条・第 1 2 条・第 1 3 条における各様式名を変更する。 別添第 1 号様式・第 3 号様式・第 5 号様式の押印欄を削除する。</p> <p>3 施行年月日 この規則は、公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立校外施設条例施行規則</p> <p>(使用の申込)</p> <p>第2条 1～2・4省略 3 使用の申込み及び承認は、口頭により行うことができる。ただし、前項の規定による使用の申込みは<u>使用申請書</u>（第1号様式）により、その承認は<u>使用承認書</u>（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 1省略 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に、<u>使用料減額（免除）申請書</u>（第3号様式）をあわせて提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、<u>使用料減額（免除）承認（不承認）書</u>（第4号様式）を交付するものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、<u>指定管理者指定申請書</u>（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。 (1)～(9)省略</p> <p>(指定の通知)</p> <p>第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、<u>指定管理者指定通知書</u>（第6号様式）により通知する。</p>	<p>○足立区立校外施設条例施行規則</p> <p>(使用の申込)</p> <p>第2条 1～2・4省略 3 使用の申込み及び承認は、口頭により行うことができる。ただし、前項の規定による使用の申込みは<u>足立区立校外施設使用申請書</u>（第1号様式）により、その承認は<u>足立区立校外施設使用承認書</u>（第2号様式）により行うものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 1省略 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用申請の際に、<u>足立区立校外施設使用料減額（免除）申請書</u>（第3号様式）をあわせて提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の申請を承認したときは、<u>足立区立校外施設使用料減額（免除）承認（不承認）書</u>（第4号様式）を交付するものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、<u>足立区立校外施設指定管理者指定申請書</u>（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。 (1)～(9)省略</p> <p>(指定の通知)</p> <p>第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、<u>足立区立校外施設指定管理者指定通知書</u>（第6号様式）により通知する。</p> <p>付 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
第1号様式	第1号様式（別紙のとおり）
第2号様式	第2号様式（別紙のとおり）
第3号様式	第3号様式（別紙のとおり）
第4号様式	第4号様式（別紙のとおり）
第5号様式	第5号様式（別紙のとおり）
第6号様式	第6号様式（別紙のとおり）

受付番号

決 定	課 長		係 長		係 員	
--------	--------	--	--------	--	--------	--

足立区立校外施設使用申請書				
団 体 名				
代表者住所				
代表者氏名				
使用期間				
使用施設名				
使用目的				
予定人員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
希望付帯施設				
備 考				
<p>上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先) 足立区 教育委員会</p> <p style="text-align: center;">団 体 名 代表者住所 〒 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">担当者氏名 電 話</p>				

上記申請を承認 する。
しない。

施設使用料負担 %

承認番号

足立区立校外施設使用承認書				
団 体 名				
代表者住所				
代表者氏名				
使用期間				
使用施設名				
使用目的				
予 定 人 員	大 人	子 ども	小 計	合 計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
付帯施設			部屋数	部屋
備 考				
<p>上記のとおり承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>団 体 名 代表者住所 代表者氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">足立区 教育委員会</p>				
<p>1 施設利用時にこの承認書を必ず持参してください。</p> <p>2 申請内容の変更は、直接施設に連絡してください。利用日前日・当日の取消・減員については、全額キャンセル料が発生します。</p> <p>3 施設又は付帯設備等に損害を与えたときは、賠償していただきます。</p>				

受付番号

決 定	課 長		係 長		係 員	
--------	--------	--	--------	--	--------	--

足立区立校外施設使用料減額（免除）申請書				
使用施設名				
使用期間				
使用目的				
予定人員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
減免理由	足立区立校外施設条例施行規則第5条第1項1・2号による			
<p>上記施設の使用料について、減額・免除 を申請いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先) 足立区 教育委員会</p> <p style="text-align: center;">団体名 住 所 〒</p> <p style="text-align: center;">代表者</p> <p style="text-align: center;">担当者 電話</p>				

上記申請を承認 する。
しない。

施設使用料負担
%

承認番号

足立区立校外施設使用料減額（免除）承認（不承認）書				
使用施設名				
部屋数				
使用期間				
使用者	団体名 住 所 代表者 <div style="text-align: right;">担当者 電 話</div>			
予定人員	大人	子ども	小計	合計
	男 人	男 人	男 人	人
	女 人	女 人	女 人	
<p>足立区立校外施設条例施行規則第5条第1項1・2号の規定により</p> <p>上記施設の使用料を 免除 ・ 減額 する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">足立区 教育委員会</p>				

足立区立校外施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

足立区立校外施設条例施行規則第12条第の規定に基づき、足立区立校外施設の指定管理者の指定について、関係書類を添えて申請いたします。

施設の名称 足立区立 _____

連絡先

担当部署 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

年 月 日 号

団体名

代表者 様

足立区教育委員会

足立区立校外施設指定管理者指定通知書

足立区立校外施設条例施行規則第13条の規定により、下記施設の指定管理者として指定したことを通知いたします。

記

1 対象施設名 足立区立

2 担当部署

電話

第 4 3 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日 出 夫

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例施行規則（平成 2 7 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、同条第 5 項
中「前各項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

付 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 3 年度の地方税法の改正により、寡婦（寡夫）の中にみなし寡
婦（寡夫）が含まれたため、この規則案を提出いたします。

第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 8 月 1 2 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する 条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>1 改正の理由 令和 3 年度の地方税法の改正により、寡婦（寡夫）の中にみなし寡婦（寡夫）が含まれたため。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は P 3 4 ～ 3 6 「新旧対照表」参照） みなし寡婦（寡夫）を規定している第 4 条第 2 項、第 3 項を削除する。</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 9 月 1 日</p>
今後の方針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則</p>
<p>平成27年4月1日教育委員会規則第17号</p>	<p>平成27年4月1日教育委員会規則第17号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年3月15日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第12号 平成28年7月21日教育委員会規則第15号 令和元年10月17日教育委員会規則第17号 令和元年11月7日教育委員会規則第19号 令和2年3月31日教育委員会規則第11号 令和2年4月9日教育委員会規則第13号</p>	<p>平成28年3月15日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第12号 平成28年7月21日教育委員会規則第15号 令和元年10月17日教育委員会規則第17号 令和元年11月7日教育委員会規則第19号 令和2年3月31日教育委員会規則第11号 令和2年4月9日教育委員会規則第13号 令和3年 月 日教育委員会規則第 号</p>
<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。</p>	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。</p>
<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則</p>	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則</p>
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>
<p>(利用者負担の減免)</p>	<p>(利用者負担の減免)</p>
<p>第4条 条例第8条の規定による利用者負担の減額は、別表第1に定めるところによる。</p>	<p>第4条 条例第8条の規定による利用者負担の減額は、別表第1に定めるところによる。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、減免の申請に係る教育・保育給付認定子どもが2号又は3号教育・保育給付認定子ども(法第19条第1項第2号に係るものにあつては、3歳到達後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)かつD階層である場合であつて、利用者が次に掲げる者であるときの</p>	<p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区（市町村）民税（当該申請に係る利用者負担が4月から8月までの月分にあつては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分にあつては当該年度分のものとする。）に対応する階層に適用される額に減額する。</p>	
<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当する者 当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額</p>	(削除)
<p>(2) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となったことのある男子」と読み替えた場合において、同号に該当する者 当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額</p>	(削除)
<p>3 前項の規定の適用を受ける者の第1項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区（市町村）民税額を、当該者の階層区分及び特別区（市町村）民税額とみなして、別表第1及び別表第2の規定を適用する。</p>	(削除)
<p>4 条例第8条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行ふ。</p>	2 条例第8条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行ふ。
<p>5 前各項に規定するもののほか、やむを得ない事由があると認められる場</p>	3 前2項に規定するもののほか、やむを得ない事由があると認められる場

改正前	改正後
<p>合は、利用者負担を当該事由に照らして相当と認める額に減額し、又は免除することができる。</p> <p>第5条～第8条（略）</p>	<p>合は、利用者負担を当該事由に照らして相当と認める額に減額し、又は免除することができる。</p> <p>第5条～第8条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年9月1日から施行する。</u></p>

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

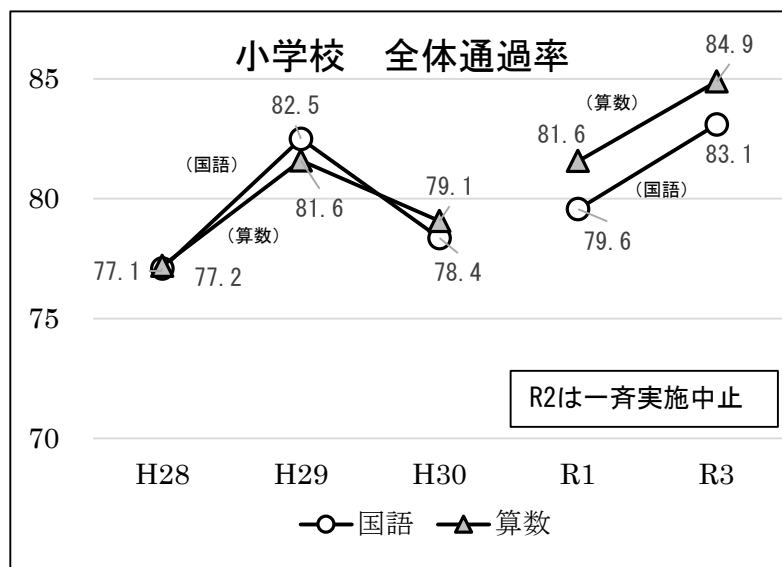
件 名	令和3年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果 (学力部分) について																																																					
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																																																					
内 容	<p>令和3年4月13日に実施した、令和3年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施結果</p> <p>(1) 実施日 令和3年4月13日 (火)</p> <p>(2) 科目 ア 小学校 (2～6年生) : 国語、算数、意識調査 イ 中学校 (1～3年生) : 国語、数学、英語、意識調査</p> <p>(3) 調査実施人数 (単位: 人)</p> <p>ア 小学校</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">2年</th> <th style="width: 10%;">3年</th> <th style="width: 10%;">4年</th> <th style="width: 10%;">5年</th> <th style="width: 10%;">6年</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国語</td> <td>4,726</td> <td>4,934</td> <td>4,927</td> <td>4,899</td> <td>5,018</td> <td>24,504</td> </tr> <tr> <td>算数</td> <td>4,730</td> <td>4,945</td> <td>4,932</td> <td>4,910</td> <td>5,028</td> <td>24,545</td> </tr> <tr> <td>意識調査</td> <td>4,745</td> <td>4,954</td> <td>4,940</td> <td>4,915</td> <td>5,042</td> <td>24,596</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">1年</th> <th style="width: 15%;">2年</th> <th style="width: 15%;">3年</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国語</td> <td>4,409</td> <td>4,205</td> <td>4,163</td> <td>12,777</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>4,408</td> <td>4,206</td> <td>4,170</td> <td>12,784</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>4,410</td> <td>4,206</td> <td>4,169</td> <td>12,785</td> </tr> <tr> <td>意識調査</td> <td>4,409</td> <td>4,210</td> <td>4,171</td> <td>12,790</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調査受託者 株式会社ベネッセコーポレーション</p>		2年	3年	4年	5年	6年	計	国語	4,726	4,934	4,927	4,899	5,018	24,504	算数	4,730	4,945	4,932	4,910	5,028	24,545	意識調査	4,745	4,954	4,940	4,915	5,042	24,596		1年	2年	3年	計	国語	4,409	4,205	4,163	12,777	数学	4,408	4,206	4,170	12,784	英語	4,410	4,206	4,169	12,785	意識調査	4,409	4,210	4,171	12,790
	2年	3年	4年	5年	6年	計																																																
国語	4,726	4,934	4,927	4,899	5,018	24,504																																																
算数	4,730	4,945	4,932	4,910	5,028	24,545																																																
意識調査	4,745	4,954	4,940	4,915	5,042	24,596																																																
	1年	2年	3年	計																																																		
国語	4,409	4,205	4,163	12,777																																																		
数学	4,408	4,206	4,170	12,784																																																		
英語	4,410	4,206	4,169	12,785																																																		
意識調査	4,409	4,210	4,171	12,790																																																		

3 学習定着度調査結果

(1) 小・中学校全体の通過率（単位：％）

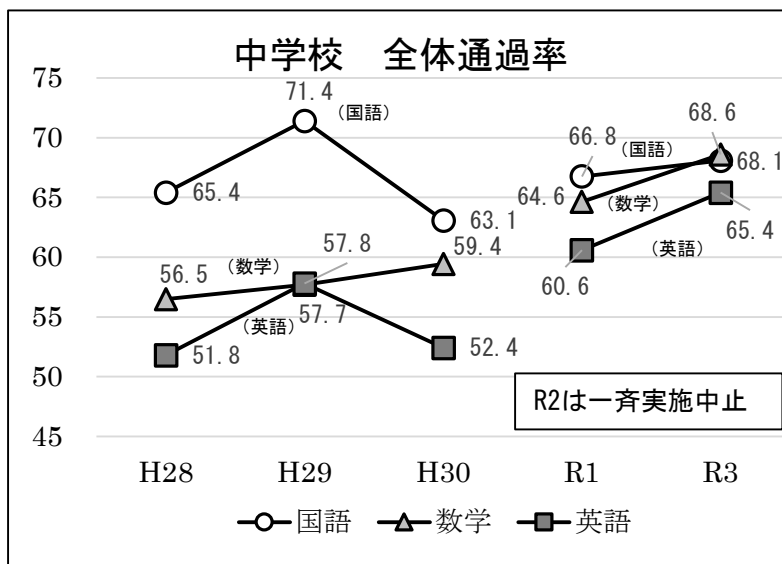
ア 小学校

全体通過率は、国語・算数ともR1を上回った。



イ 中学校

全体通過率は、いずれの教科もR1を上回った。



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業措置による児童・生徒への影響に配慮し、学校運営の正常化に向けた取組みを最優先とすることから、一斉実施を取りやめた。

(2) 学年・教科別の通過率及び正答率（単位：％）

※ 反転部分は通過率が令和元年度比で向上したものの。

ア 小学校

(ア) 国語 すべての学年で通過率が向上した。

		年度	小2	小3	小4	小5	小6
通過率	R 3		84.0	88.3	85.5	83.0	74.7
	R 1		78.2	84.9	80.7	81.2	73.0
正答率	R 3		83.9	81.0	71.3	70.5	69.9
	R 1		81.9	86.1	62.2	65.2	69.3

(イ) 算数 すべての学年で通過率が向上した。

		年度	小2	小3	小4	小5	小6
通過率	R 3		94.8	85.2	87.2	76.0	81.8
	R 1		89.5	83.0	86.1	73.3	76.1
正答率	R 3		91.6	85.4	74.0	73.5	69.2
	R 1		84.0	83.5	80.0	68.1	58.4

イ 中学校

(ア) 国語 すべての学年で正答率が向上した。

		年度	中1	中2	中3
通過率	R 3		71.2	73.2	59.5
	R 1		71.7	72.6	56.1
正答率	R 3		69.1	71.8	71.1
	R 1		65.7	60.2	61.4

(イ) 数学 通過率・正答率ともにすべての学年で向上した。

		年度	中1	中2	中3
通過率	R 3		76.2	65.0	64.2
	R 1		72.4	61.8	59.1
正答率	R 3		69.9	55.8	55.4
	R 1		61.3	53.9	53.3

(ウ) 英語 通過率・正答率ともにすべての学年で向上した。

		年度	中1	中2	中3
通過率	R 3		74.8	61.7	59.2
	R 1		71.1	52.4	57.2
正答率	R 3		85.7	65.4	58.6
	R 1		75.9	55.8	52.7

※1 通過率：目標値以上の正答があった児童・生徒の割合
 （目標値以上児童・生徒数÷受検者数×100（％））

※2 正答率：出題数中何問正解したかの割合
 （正答数÷出題数×100（％））

4 学習意識調査結果（一部抜粋）

※ 反転部分は肯定的な回答の割合が令和元年度比で向上したものの。

[肯定的な回答の割合（％）]

(1) 学校に行くのが楽しい

	小学校平均	中学校平均
R 3	88.2	86.1
R 1	89.0	87.8
前年差	-0.8	-1.7

(2) 勉強が好きだ

	小学校平均	中学校平均
R 3	67.1	38.7
R 1	72.6	39.7
前年差	-5.5	-1.0

(3) 学校での授業が分かる

	小学校平均	中学校平均
R 3	88.1	68.3
R 1	87.8	67.4
前年差	+0.3	+0.9

(4) 宿題がないときでも家で勉強をする

	小学校平均	中学校平均
R 3	63.7	63.8
R 1	64.2	60.7
前年差	-0.5	+3.1

(5) 1か月に本を2冊以上読む

	小学校平均	中学校平均
R 3	61.0	39.5
R 1	60.1	38.2
前年差	+0.9	+1.3

(6) 大人になったときの夢や目標を持っている

	小学校平均	中学校平均
R 3	85.1	72.1
R 1	86.6	73.9
前年差	-1.5	-1.8

	<p>5 所見</p> <p>(1) 学力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校全体の通過率は、すべての教科でR 1を上回った。 ・ 学年・教科別の通過率においても、中1の国語を除きR 1から向上した。 ・ 通過率の向上は、授業力向上と個に応じた指導を柱とした施策に加え、各学校における教育活動の工夫と学力向上の取組による効果の表れと考える。 <p>(2) 意識調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は別途精査中 ・ 「学校での授業が分かる」の数値が向上した。今後も足立スタンダードに基づく授業実践による「わかる授業」「魅力ある授業」を児童・生徒に届けられるよう全校をあげて取り組んでいく。 ・ 「学校に行くのが楽しい」「大人になったときの夢や目標を持っている」の数値低下は、新型コロナウイルス感染拡大による通学への不安や各種行事の中止・縮小の影響が考えられる。 ・ 「宿題がないときでも家で勉強する(中学校)」「1か月に本を2冊以上読む」の数値向上は、臨時休校中の家庭学習による習慣化が進んだ可能性が考えられる。 <p>6 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を指導主事や学力定着指導員、教科指導専門員間で共有し、課題のある学校・教員には特に重点的に支援にあたる。 ・ 調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取り組み等を「調査結果報告書」(冊子)にとりまとめ、12月下旬に関係機関に配付予定(ただし、学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、9月上旬を目途に区及び学校のホームページに掲載する。) ・ 報告書の「概要版」(リーフレット)を保護者に配布する。 ・ 意識調査については、集計・分析結果がまとまり次第、あらためて報告する。
<p>今後の方針</p>	<p>本調査結果を教育委員会と学校で共有し、「わかりやすい授業の確立」「個に応じた指導の充実」をさらに進める。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	A I ドリルを活用した学習のモデル実施について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>1人1台のタブレット環境を生かし、基礎学力定着に向けた取組の柱である「個に応じた指導」の更なる充実を図るため、A I ドリルを試行的に導入し、活用法の開発に取り組む。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【A I ドリルとは】</p> <p>生徒の解答状況からA I 機能により理解度を判断し、つまずきの原因となっている学習内容に遡って出題する学習教材</p> </div> <p>(2) モデル実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数学チャレンジ講座の代替として、中学校4校で実施 ・ 中学1年、2年各20名（各校合計40名）を対象に、当面は放課後補習において活用 <p>※ 他の31校は、今年度も数学チャレンジ講座（講師派遣型の放課後補習事業）を実施する。</p> <p>2 試行的に導入するA I ドリル</p> <p>(1) Q u b e n a （2校）</p> <p>(2) すららドリル（2校）</p> <p>3 今年度の具体的な取組</p> <p>(1) 9月から放課後補習（数学中心）での活用を開始</p> <p>(2) 次年度に向けた活用法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内での活用を見据えた年間指導計画の作成 ・ 数学以外の教科の活用 <p>(3) 次年度本格導入する際のA I ドリルの選定</p> <p>4 検証</p> <p>(1) 生徒及び教員、管理職を対象としたアンケート調査の実施</p> <p>(2) 事前・事後テストによる効果検証</p> <p>※ 数学チャレンジ講座（講師派遣型）との比較</p>
今後の方針	モデル校での試行を参考に、次年度以降の拡充に向けた検討を継続していくとともに、効果的な活用法の開発と周知により、I C T活用による学力向上策の一層の充実を図っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	夏季休業期間中の補習事業等について											
所管部課名	教育指導部 学力定着推進課、小中連携教育担当課、 英語教育推進担当課											
内 容	<p>夏季休業期間中に実施する補習事業等について、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、以下のとおり中止又は実施方法の一部変更を行った。</p> <p>1 あだち小学生夏休み学習教室</p> <p>(1) 方針</p> <p>8月実施校は中止とした。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">I期 (26校)</td> <td style="padding: 2px;">7/26(月) ~ 7/30(金)</td> <td style="padding: 2px;">〔終了〕</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">II期 (22校)</td> <td style="padding: 2px;">8/ 2(月) ~ 8/ 6(金)</td> <td style="padding: 2px;">【中止】</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">III期 (21校)</td> <td style="padding: 2px;">8/23(月) ~ 8/27(金)</td> <td style="padding: 2px;">【中止】</td> </tr> </table> <p>(2) 今後の対応</p> <p>中止の学校に対し、以下の対象児童向け学習教材を提供し、休業明けの個別指導等で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座用学習プリント ・ 事後テスト問題 ・ 教材保管用ファイル (児童用) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師を派遣して行う夏休み中の補習講座 ・ 10名×2クラス×2コマ (計40名) ×5日間 </div> <p>2 中1夏季勉強合宿</p> <p>(1) 方針</p> <p>次のリスクを考慮し、中止とした。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">① 小・中学校間の教員が一同に集まること</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">② 近距離でのマンツーマン指導</td> </tr> </table> <p>(2) 今後の対応</p> <p>各中学校の放課後補習等で活用するため、各校に以下の教材・資料を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強合宿用オリジナル問題集及び事後テスト問題 ・ 教材保管用ファイル (生徒用) ・ 教員用指導資料 ・ 勉強合宿用問題集に連動した授業動画 (区立学校の教員が行う授業を撮影) 	I期 (26校)	7/26(月) ~ 7/30(金)	〔終了〕	II期 (22校)	8/ 2(月) ~ 8/ 6(金)	【中止】	III期 (21校)	8/23(月) ~ 8/27(金)	【中止】	① 小・中学校間の教員が一同に集まること	② 近距離でのマンツーマン指導
I期 (26校)	7/26(月) ~ 7/30(金)	〔終了〕										
II期 (22校)	8/ 2(月) ~ 8/ 6(金)	【中止】										
III期 (21校)	8/23(月) ~ 8/27(金)	【中止】										
① 小・中学校間の教員が一同に集まること												
② 近距離でのマンツーマン指導												

	<div data-bbox="435 174 1385 353" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/18(水)～20(金)、8/23(月)～25(水)の6日間 ・ 35中学校で実施、参加生徒は約250名 ・ 小中連携グループ内の小・中教員による個別指導 </div> <p>3 英語マスター講座</p> <p>(1) 方針 8/2(月)から9/3(金)まで中止とする。</p> <p>(2) 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の代替として、家庭で取り組む学習課題（ワークシートや動画等）を提供する。 ・ 講座の振替実施に向けて、受託事業者と今後調整していく。 <div data-bbox="435 757 1385 936" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週月・水・金、定員各30名（合計90名） ・ ネイティブスピーカーとのオンラインレッスンと、ネイティブ講師によるグループレッスン </div> <p>4 足立はばたき塾</p> <p>(1) 方針 8月から当面の間、オンライン講座に切り替えて実施。また、生徒からの個別の質問等もオンラインで対応する。</p> <p>(2) 今後の対応 新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら、対面講座の再開に向けた準備も進めていく。</p> <div data-bbox="435 1323 1385 1503" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習意欲はあるが、塾等の学習機会の少ない中学3年生を対象とした進学支援のための講座 ・ 数学・英語を中心とした5教科 </div>
<p>今後の方針</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況や国、都の動向を見ながら、今後の対応を検討していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	足立区LGBT教職員対応マニュアルの作成状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 現在までの進捗</p> <p>① 教員向けマニュアル作成に係るLGBT法連合会への依頼 ↓</p> <p>② 法連合会から【別添資料1】の提示 ↓</p> <p>③ レイアウト等についてシティプロモーション課と協議 ↓</p> <p>④ レイアウト修正版【別添資料2】作成中 (進捗率=5割強)</p> <p>2 今後の予定</p> <p>8月下旬まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シティプロモーション課によるレイアウト修正 ・ LGBT法連合会による確認 <p>9月中旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終案を教育委員会に提示 <p>9月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区LGBT教職員対応マニュアル完成 ・ 全教員が共有できるよう各校にデータ配信 ・ 庁内印刷し各校に数部配付 <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文教委員会報告(13日予定) ・ 教育委員会定例会報告(15日予定) <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年次研修(16日実施予定)で取扱う ・ 中堅教諭等資質向上研修(25日実施予定)で取扱う ・ 教務担当者連絡会、生活指導主任連絡会で取り扱う
今後の方針	教職員研修のほか校内研修を通じて内容を周知する。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	足立区立中学校制服・校則等に関する検討委員会の設置について																
所管部課名	教育指導部教育指導課																
内 容	<p>1 目的 区立中学校の全ての生徒が自分に合った制服（標準服）を選べる環境を確立するため、「制服選択に係る標準的な運用方法」及び「校則改定の準則（ひな形）」について検討し、意見を取りまとめる。</p> <p>2 構成 中学校校長会 4名 P T A 連 合 会 関 係 2 名 青少年委員会関係 1名 区職員（多様性社会推進課長、教育指導課長）</p> <p>3 検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制服選択の考え方と標準的な運用方法 ・ 校則改定の考え方と標準的な見直し案文 ・ その他制服・校則の検討に必要な事項 <p>4 今後の進め方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年月</th> <th style="width: 45%;">検討委員会</th> <th style="width: 40%;">各 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">R3. 7~</td> <td style="text-align: center;"> 検討開始 ↓ ↓ ↓ ↓ </td> <td style="vertical-align: top;"> 制服選択運用見直しや校則改定等に向けた生徒会や地域への働きかけ ↓ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~R3. 12</td> <td style="vertical-align: top;"> 「制服選択の運用方法」 「校則改定」に係る基本事項の取りまとめ </td> <td style="vertical-align: top;"> ↓ ↓ ↓ ↓ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">~R4. 1</td> <td style="text-align: center;"> 各校進捗状況の確認 ↓ </td> <td style="vertical-align: top;"> (仮称)制服・校則等改定委員会 ① 校則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び生徒会との調整 ・ 生徒会による校則改定 ② 制服 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び新年度に向けた準備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4. 2~</td> <td style="text-align: center;"> ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年月	検討委員会	各 校	R3. 7~	検討開始 ↓ ↓ ↓ ↓	制服選択運用見直しや校則改定等に向けた生徒会や地域への働きかけ ↓	~R3. 12	「制服選択の運用方法」 「校則改定」に係る基本事項の取りまとめ	↓ ↓ ↓ ↓	~R4. 1	各校進捗状況の確認 ↓	(仮称)制服・校則等改定委員会 ① 校則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び生徒会との調整 ・ 生徒会による校則改定 ② 制服 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び新年度に向けた準備 	R4. 2~	↓ ↓ ↓ ↓ ↓	
年月	検討委員会	各 校															
R3. 7~	検討開始 ↓ ↓ ↓ ↓	制服選択運用見直しや校則改定等に向けた生徒会や地域への働きかけ ↓															
~R3. 12	「制服選択の運用方法」 「校則改定」に係る基本事項の取りまとめ	↓ ↓ ↓ ↓															
~R4. 1	各校進捗状況の確認 ↓	(仮称)制服・校則等改定委員会 ① 校則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び生徒会との調整 ・ 生徒会による校則改定 ② 制服 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の状況に応じた検討及び新年度に向けた準備 															
R4. 2~	↓ ↓ ↓ ↓ ↓																
今後の方針	令和4年度からの運用開始に向け、検討を進めていく。																

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	区立小学校における事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内 容	<p>区立東加平小学校で発生した以下の事故について、示談が成立したので報告する。</p> <p>1 事故発生日時 令和3年6月（日時不明）</p> <p>2 事故発生場所 区立東加平小学校近隣民家</p> <p>3 被害者 足立区加平在住者</p> <p>4 事故の概要 令和3年6月（日時不明）、区立東加平小学校校庭からの飛来物により、近隣民家の窓の一部を破損した。</p> <p>5 示談成立日 令和3年7月21日（水）</p> <p>6 示談の内容 区は、被害者に対し、当該窓の修理費用として、12万4300円を支払った。なお、特別区自治体総合賠償責任保険として、同額の請求を行った（全額特別区自治体総合賠償責任保険適用）。</p>
今後の方針	専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年第3回足立区議会定例会で総務課より報告を行う。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	通学路安全点検の実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>6月28日、千葉県八街市において、下校中の児童5名が死傷する事故が発生した。これを受け、文部科学省からの依頼に基づき、通学路の安全点検を実施する。</p> <p>については、これまでの通学路合同点検等の蓄積を活用して、以下のよう に進める。</p> <p>1 危険箇所のリストアップと合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出【9月末まで】</p> <p>(1) 危険箇所のリストアップ 各小学校に対して、全国共通の以下の観点に基づき、危険箇所を抽出したリストを7月末までに提出するよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所 ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所 ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所など <p>(2) 合同点検の必要箇所の抽出 学校から提出されたリストと区で集約している「通学路安全マップ」等も活用しながら、地域や警察署等との合同点検の必要箇所を抽出する。</p> <p>2 対策案の検討と取りまとめ【10月末まで】</p> <p>合同点検を実施し、対策の必要がある箇所と対策案を関係者の協議を経て取りまとめる。</p>
今後の方針	文部科学省の通知に基づき、道路管理者、警察署と連携のうえ対策を実施し、その結果を、東京都を通じて文部科学省に報告するとともに、区ホームページで公表する。

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	特別支援教育におけるICT活用計画の策定について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	<p>「足立区ICT教育推進の基本方針」における個別分野の一つとして、ICTの活用が必要とされる特別支援児童・生徒の学びを支援するための活用計画を策定したので報告する（別添資料3参照）。</p> <p>1 取り組みの方向性 ICTを活用した新たな特別支援教育を推進し、困り感のある児童・生徒一人ひとりへの教育的な配慮や個別支援をさらに充実させていく。</p> <p>2 計画期間 令和3年度から令和6年度まで</p> <p>3 支援・施策の概要</p> <p>(1) 学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した個々の学力に応じた学習支援 ・ ICTを活用した発達特性に応じた学習支援 <p>(2) 教師・学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援対応への教師支援（オンライン相談や動画配信） ・ 個別支援計画作成への支援（オンライン支援） ・ 校内委員会や校内研修等への支援（オンライン支援） <p>(3) 家庭支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画配信等による保護者支援 ・ オンライン相談による個別支援 <p>4 進行管理</p> <p>外部専門員・学校関係者とこども支援センターげんきの職員で組織された特別支援教育検討委員会（年4回開催予定）で事業の進捗を管理する。</p> <p>(1) 学習支援に関する進捗管理</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ICTを活用した支援を実施した教師の状況について調査（令和3年10月）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 学習支援を受けた児童・生徒の満足度の調査（令和4年2月）</p> <p>(2) 教師・学校支援に関する進捗管理</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 個別指導計画作成の支援システムを導入した効果検証（令和3年8月中間調査、令和4年2月最終調査）</p>

	<p>イ オンラインを活用した校内委員会や校内研修等から得られた支援策で、特別支援教育に対する教師の意識変化について調査（令和4年2月）</p> <p>(3) 家庭支援に関する進捗管理</p> <p>ア 動画配信を活用した支援プログラムを実践した保護者の満足度調査（1回目・令和3年7月、2回目・令和4年3月～4月）</p> <p>イ オンライン相談を受けた保護者の人数と満足度調査（随時）</p> <p>5 今年度の主な取り組み</p> <p>(1) 学習支援</p> <p>ア 児童・生徒の個々の学力に応じた教材アプリ（学習ドリルなど）を活用した個別学習の実践</p> <p>イ 集中力を高める効果のある視覚提示やカメラ機能などのICT機能を活用した授業実践</p> <p>ウ 読むことやノートに書き写すことができない児童・生徒の困難さを軽減するため、ICT機能を活用した授業実践</p> <p>(2) 教師・学校支援</p> <p>ア 30校の小・中学校による支援システムを活用した個別指導計画等の作成と指導実践</p> <p>イ 校内委員会や校内研修会等に、こども支援センターげんきの職員がオンラインで参加して指導・助言</p> <p>(3) 家庭支援</p> <p>ア 対面相談が難しい保護者に対して、自宅からでも相談できるオンライン相談の開始</p> <p>イ 就学移行プログラム等に参加できない保護者に対して、自宅でもこのプログラムが活用できる動画配信やオンライン相談の実施</p>
<p>今後の方針</p>	<p>令和4年2月、特別支援教育検討委員会で調査結果を検証し、改善点を適宜翌年度の「足立区特別支援教育におけるICT活用計画」の実践内容に反映させていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和3年8月12日

件 名	東綾瀬中学校建設事業に伴う基本構想・基本計画書について																	
所管部課名	施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課																	
内 容	<p>東綾瀬中学校建設事業に伴う基本構想・基本計画書【別添資料4】について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本構想・基本計画の概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 充実した学習環境</p> <p style="margin-left: 40px;">① 成長を実感できる教育施設</p> <p style="margin-left: 40px;">② 快適で安全な生活環境が整った施設</p> <p style="margin-left: 40px;">③ 時代の変化に対応できる施設</p> <p style="margin-left: 40px;">④ 情報社会に対応できる施設</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 地域の拠点となる学校</p> <p style="margin-left: 40px;">⑤ 地域防災の拠点としての施設</p> <p style="margin-left: 40px;">⑥ 地域のシンボルとしての施設</p> <p style="margin-left: 40px;">⑦ 地域に開かれた施設</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 新たな生活様式への対応や環境への配慮</p> <p style="margin-left: 40px;">⑧ 健康で快適な生活を送ることのできる施設</p> <p style="margin-left: 40px;">⑨ 利用しやすく人と環境にやさしい施設</p> <p>(2) 施設概要等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 構 造：鉄筋コンクリート造</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 階 数：5階建て（5階はプール等）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 敷地面積：12,658㎡</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 延床面積：13,200㎡程度</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 主要諸室：普通教室（24室）、多目的教室（3室）、特別教室等（11室）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">階数</th> <th style="width: 80%;">主要諸室・校庭内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">校舎</td> <td style="text-align: center;">5階</td> <td>プール、更衣室、電気室、太陽光パネル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4階</td> <td>普通教室（8室）、多目的教室、技術室、美術室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3階</td> <td>普通教室（8室）、多目的教室、理科室、被服室、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2階</td> <td>普通教室（8室）、多目的教室、音楽室、調理室、体育館、職員室、校長室、事務室、防災備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1階</td> <td>図書室、視聴覚室、多目的ホール（武道場）、保健室、特別支援学級関連諸室、給食室、防災備蓄倉庫、地域連携室、PTA室、和室、等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">校庭</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>150mトラック（6レーン）、75m直線（6レーン）、体育倉庫等</td> </tr> </tbody> </table>	種別	階数	主要諸室・校庭内訳	校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル	4階	普通教室（8室）、多目的教室、技術室、美術室	3階	普通教室（8室）、多目的教室、理科室、被服室、	2階	普通教室（8室）、多目的教室、音楽室、調理室、体育館、職員室、校長室、事務室、防災備蓄倉庫	1階	図書室、視聴覚室、多目的ホール（武道場）、保健室、特別支援学級関連諸室、給食室、防災備蓄倉庫、地域連携室、PTA室、和室、等	校庭	—	150mトラック（6レーン）、75m直線（6レーン）、体育倉庫等
種別	階数	主要諸室・校庭内訳																
校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル																
	4階	普通教室（8室）、多目的教室、技術室、美術室																
	3階	普通教室（8室）、多目的教室、理科室、被服室、																
	2階	普通教室（8室）、多目的教室、音楽室、調理室、体育館、職員室、校長室、事務室、防災備蓄倉庫																
	1階	図書室、視聴覚室、多目的ホール（武道場）、保健室、特別支援学級関連諸室、給食室、防災備蓄倉庫、地域連携室、PTA室、和室、等																
校庭	—	150mトラック（6レーン）、75m直線（6レーン）、体育倉庫等																

	<p>2 水害の視点を考慮した主な防災対策</p> <p>(1) 洪水災害に対応できるよう、主な避難場所となる体育館及び備蓄倉庫を2階に配置する。</p> <p>(2) 災害対策の拠点となる職員室は体育館同様2階に計画し、避難者への炊出し支援に活用できる調理室も2階に配置する。</p> <p>(3) 各階の主要な廊下幅を3m以上確保し、災害時に一時避難者が滞在できる空間として活用する。</p> <p>(4) 防災備蓄倉庫は、十分な備蓄ができる広さを確保する。</p> <p>(5) 受変電設備を含む主要な電気及び機械設備は、水没しない2階以上に配置する。</p> <p>(6) 非常用発電設備を設け、災害時に活用する。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策</p> <p>(1) 主な避難所となる体育館を中心に、十分に換気が行えるよう空気を循環させる構造とする。</p> <p>(2) 教室の大きさを幅8m×奥行9mとし、感染症対策に有効な最低限の座席間隔（前後1.1m、左右1m）を確保する。</p> <p>(3) 児童が使用する手洗い水栓等の衛生器具を非接触型（センサー式）とするなど、衛生面の配慮を行う。</p> <p>4 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年 5月上旬・・・仮設校舎へ引越し ・ 令和4年 5月中旬 ～令和4年11月上旬・・・旧校舎解体工事（仮設校舎へ引越後） ・ 令和4年11月中旬 ～令和6年 7月下旬・・・新校舎建設工事（解体工事完了後） ・ 令和6年 8月中旬・・・新校舎に移転 ・ 令和6年 9月上旬・・・学校運営開始（夏季休業明けから）
<p>今後の方針</p>	<p>地域住民、検討協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。</p>

教育委員会情報連絡

令和3年8月12日

件名	ヤングケアラーに関する現状把握について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内容	<p>足立区におけるヤングケアラーの現状を把握するための調査概要について情報連絡する。</p> <p>1 ヤングケアラーについて ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている（P54①参照）。</p> <p>2 調査対象・方法 (1) 対象 こども支援センターげんきで継続支援している児童 ・ 児童虐待相談で支援中の児童（221名） ・ 養育困難相談で支援中の児童（194名） ・ 不登校相談等で支援中の児童（247名） (2) 方法 担当相談員、担当スクール・ソーシャル・ワーカーへの聞き取りによる調査</p> <p>3 調査結果 (1) ヤングケアラーに該当するかどうか（P54②参照） (2) 該当する子どもが行っているケアの種類（P55③参照） (3) 該当する子どもに関する課題（P55④参照）</p>
今後の方針	<p>(1) ヤングケアラーについて支援者の認知度を向上させることにより、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見・把握につなげる必要があるため、まずは足立区要保護児童対策地域協議会の各種会議や民生・児童委員などの研修会を通じて、ヤングケアラーの事例や課題を周知する。</p> <p>(2) ヤングケアラーの課題が認められる家庭に対して次の対応を行う。 ・ 子どもが担う家事やきょうだいの世話を支援する福祉サービスにつなぐ等、子どもの負担軽減を図る。 ・ スクールカウンセラーにつなげることにより、子どもの心理面にも配慮した支援を行う。</p>

ヤングケアラーとはこんな子どもたちです

①

出典厚生労働省ホームページ

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼い子どもの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語は第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration: Izumi Shiga

令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

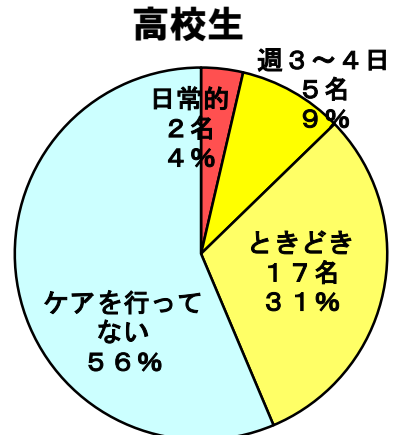
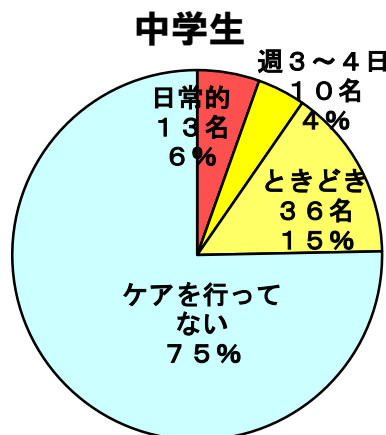
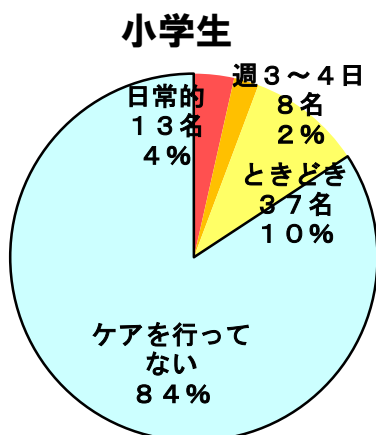
②

(1) ヤングケアラーに該当するかどうか

支援者の認知度を向上させることが発見につながる

相談員やSSWが支援中の児童についてヤングケアラーに該当するかを確認したところ、

- ◆ 支援中の児童662名のうち、21% (141名(男67名・女74名)) がヤングケアラー
- ◆ 小学生の15%(58名)、中学生の25%(59名)、高校生の44%(24名)

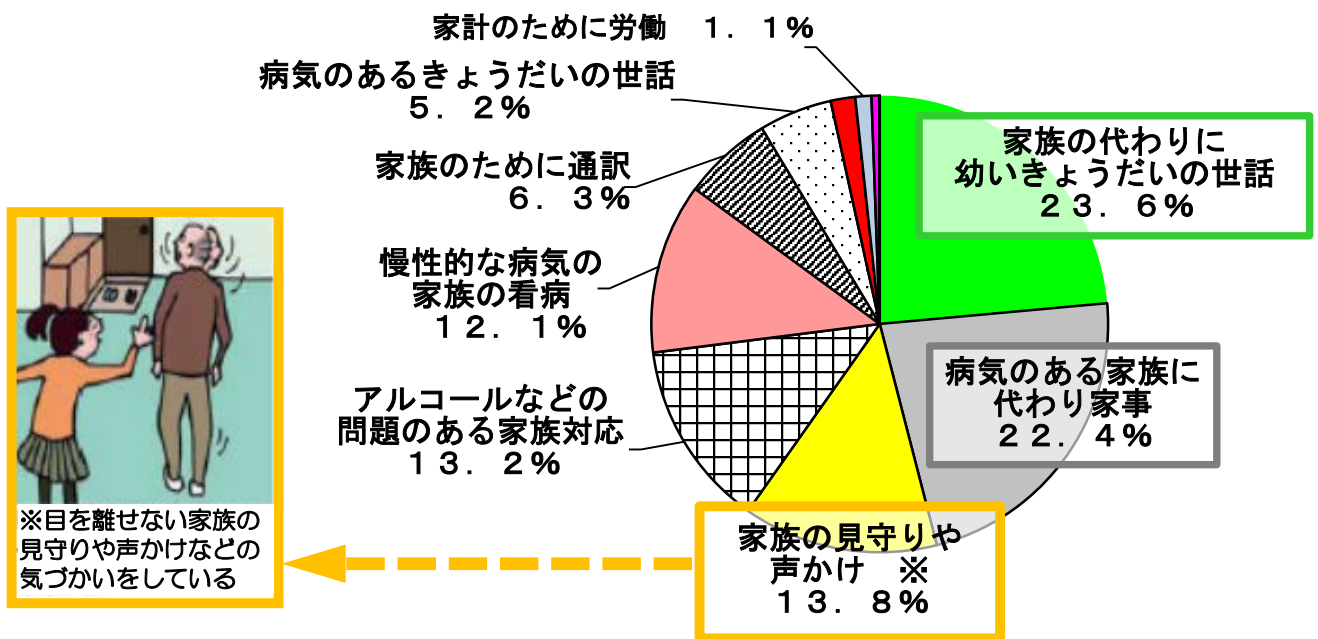


令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

③

(2) 該当する子どもが行っているケアの種類

「幼いきょうだいの世話」「家事」「家族の見守りや声かけ」が多い



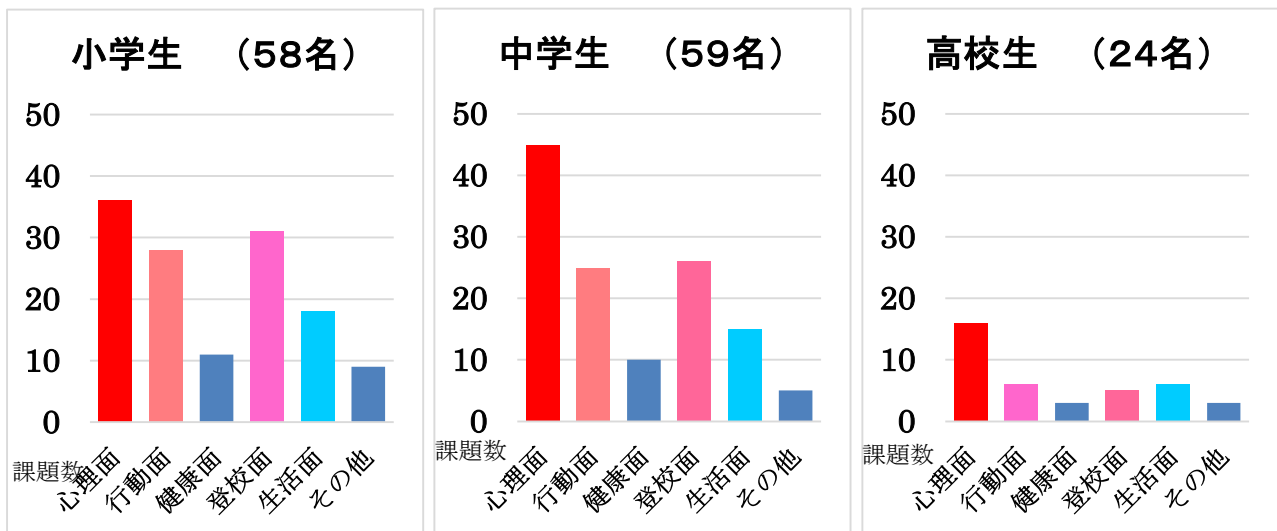
令和3年6月実施ヤングケアラー調査結果概要

④

(3) ヤングケアラーの課題 (※ 複数回答)

心理面でのケア・配慮 (子どもの気持ちを受け止める)

心理面(情緒不安定、不安感等)、行動面(暴力性、対人関係の形成不良等)、登校面(遅刻早退、不登校等) に課題が多く見られる。



教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（7月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週火・日曜日（2回）	新田地域学習センター他	0人
	第4日曜日（1回）		2人
成人の日の集い 実行委員会	1日（木）	本庁舎 1202 会議室	12人
	15日（木）	本庁舎 1205C 会議室	9人
	29日（木）	本庁舎 1205C 会議室	9人
アートボランティア講座	10日（土）	ギャラクシティ	60人
科学体験講座	11日（日）	ギャラクシティ	15人
	17日（土）		中止
	25日（日）		中止
ジュニアリーダー スーパー研修会	11日（日）	天空劇場	24人
	27日（火）	都市農業公園	中止
あだち日曜教室	11日（日）	梅田地域学習センター	中止

事業実施予定（8月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	24日（火）	新田地域学習センター他	10人
	31日（火）		10人
	第4日曜日（1回）		10人
成人の日の集い 実行委員会	12日（木）	本庁舎 1201 会議室	14人
	26日（木）	本庁舎 1202 会議室	14人
科学体験講座	29日（日）	ギャラクシティ	10人
ジュニアリーダー スーパー研修会	1日（日）	本庁舎 1205 会議室	中止
	8日（日）	本庁舎 1205 会議室	中止
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	中止

行事实施結果（7月1日～7月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/2（金）～ 7/28（水）	西新井第一小学校 他26校	-
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	7/8（木）～ 7/28（水）	鹿浜第一小学校 他3校	49人
あだち放課後子ども教室 新任安全管理講習会 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	7/13（火） 10:30～12:00	生涯学習センター	20人
安全管理研修「新型コロナ感染症対策と子どものこころへの支援」【延期】 講師 関口 久恵氏（足立区職員 衛生部 こころとからだの健康づくり課）	7/27（火） 10:00～11:15	足立区役所	-
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 六町ミュージアム・フローラ 出演者 松尾 俊介氏（クラシックギター）	7/27（火） 11:00～12:15	六町ミュージアム・フローラ	7人
コンサート in ミュージアム BUoY（撮影） 出演者 日野 あかり氏、渡邊 邦彦氏、黒川 武彦氏（詩の朗読）、稲継 美穂氏（黒板アート）、かさねぎリストバンド（演奏）	7/29（木） 10:00～20:00	BUoY	-
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動あそびと体力向上トレーニング（子どもの運動あそび） 講師 篠原 俊明氏（共栄大学講師）	7/3（土） 10:00～15:00	生涯学習センター	14人
おりがみサポーター交流会【延期】	7/19（月） 10:00～12:00	生涯学習センター	-

行事实施予定（8月1日～8月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	8/25（水） 8/27（金）	千寿本町小学校 桜花小学校	-